(様式第1号) [災害猶予用]

労 働 保 険 料 等 納 付 猶 予 申 請 書

整理番号	A	

平成　　年　　月　　日

労働保険特別会計歳入徴収官　　埼玉労働局長　　殿

申請者 住　　所

事 業 所 名

電話:(　　)ー(　　)ー(　　)

代表者職氏名　　印

国税通則法第46条1項の規定により、下記のとおり労働保険料等の納付猶予を申請します。

①	平成　　年度	厚生労働省 所管	労働保険 特別会計	労働保険 番号	府県		所掌	管轄		基幹番号						枝番号		
					1	1												
②	納付すべき労働保険料等の年度･期別･金額及び納期限	平成　年度	期	保険料等の額	円					法定納期限	平成　年　月　日							
		平成　年度	期	保険料等の額	円					法定納期限	平成　年　月　日							
		平成　年度	期	保険料等の額	円					法定納期限	平成　年　月　日							
③	納付猶予を受けようとする理由																	
④	猶予を受けようとする金額及び希望する猶予期間	平成　年度	期	猶予を希望する額	全部･一部 (どちらかに〇)		一部の場合 円			※ 猶予後の納期限	※ 平成　年　月　日							
		平成　年度	期	猶予を希望する額	全部･一部 (どちらかに〇)		一部の場合 円			※ 猶予後の納期限	※ 平成　年　月　日							
		平成　年度	期	猶予を希望する額	全部･一部 (どちらかに〇)		一部の場合 円			※ 猶予後の納期限	※ 平成　年　月　日							
⑤	財産の種類ごとの損失の程度及びその他の被害状況	別添様式第2号「被災明細書」 のとおり。																

注 1.　この申請書は、災害により事業財産に相当の損失を受けた事業主が労働保険料等の納付猶予の申請するときに、労働保険番号ごとに提出してください。

2.　④の猶予を受けようとする労働保険料等について、全部か一部かどちらかを〇で囲み、一部の場合はその金額を記入してください。　3.　④の※の欄は記入しないでください。

受付印

労働保険事務組合の　名 称

所在地

代表者氏名　　印

(様式第2号)

被　災　明　細　書

整理番号	A	

平成　　年　　月　　日

住　　所

事 業 場 名

代表者職氏名　　印

被害前の事業財産 (注1)		被害財産				損害割合(注3)	備考
① 事業財産の種類	②価格(万円)(注2)	③被害の程度	④損害額(万円)	⑤左記④に対して保険金等により補てんされる額(万円)	⑥差引実損害額(万円)	[⑥／②×100%]	
合　　計							

注1.「被害前の全財産」は、事業運営のため直接必要な財産に限ります。　2.「②価格」は、被災時の時価で記載してください

3.「損害割合」は②と⑥「合計」で算出してください(小数点以下は切り上げ)。

(様式第3号)[一般猶予用]

労働保険料等納付猶予申請書

整理番号	B	

平成　　年　　月　　日

労働保険特別会計歳入徴収官　　埼玉労働局長　　殿

申請者 住　　所

事業所名

電話:(　　)－(　　)－(　　)

国税通則法第46条2項の規定により、下記のとおり労働保険料等の納付猶予を申請します。　代表者職氏名　　印

①	平成　　年度	厚生労働省所管	労働保険特別会計	労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
					1 1				

②	納付すべき労働保険料等の年度・期別・金額及び納期限								
	平成　年度	期	保険料等の額	円	法定納期限	平成　年　月　日	納付計画希望の有・無	
	平成　年度	期	保険料等の額	円	法定納期限	平成　年　月　日	納付期日	納付金額(円)
	平成　年度	期	保険料等の額	円	法定納期限	平成　年　月　日	平成　年　月　日	

③	納付猶予を受けようとする理由						平成　年　月　日	
④	納付猶予を受けようとする期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで　月間					平成　年　月　日	
⑤	猶予を受けようとする労働保険料等の金額及び希望する猶予期間	平成　年度	期	猶予を希望する額	円	備考	平成　年　月　日	
		平成　年度	期	猶予を希望する額	円		平成　年　月　日	
		平成　年度	期	猶予を希望する額	円		平成　年　月　日	
		平成　年度	期	猶予を希望する額	円		平成　年　月　日	
⑥	担保						平成　年　月　日	

注　1　この申請書は、納付期限を経過した労働保険料等の納付の猶予を受けようとするときに使用してください。

2　申請書は複数の労働保険番号がある場合には、労働保険番号ごとに提出してください。

3　納付猶予の労働保険料等の合計が50万円を超える場合には、抵当権等が設定されていない不動産の抵当権を設定するために必要な書類(不動産登記簿及び固定資産税評価明細書)などの担保を提出してください。

受付印

平成　年　月　日	
平成　年　月　日	
平成　年　月　日	
平成　年　月　日	
合計金額	